

応援します いきいきライフ

免除制度について

ご存じですか？免除制度

令和2年度の国民年金保険料は **月額16,540円** です。

ただし、保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。(新型コロナウイルスの感染症の影響により、収入が相当程度下がった場合も対象となります。)

保険料を未納のままにしておくと、将来、年金が受けとれなくなることがありますので、納付困難な場合にはご相談ください。

(1) 免除制度……経済的な理由などで保険料を納めることが困難な人が対象です。

本人・配偶者・世帯主のそれぞれの前年の所得が下記の計算式で計算した金額以下である場合、申請により、保険料の納付が全額免除または一部免除(一部納付)となります。

所得額	⇒	免除/納付	保険料(月額)
所得額 ≤ (扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円	⇒	全額免除	0円
所得額 ≤ 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	⇒	4分の3免除 / 4分の1納付	4,140円
所得額 ≤ 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	⇒	半額免除 / 半額納付	8,270円
所得額 ≤ 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	⇒	4分の1免除 / 4分の3納付	12,410円

※免除が認められても、全額免除以外の人は減額された保険料の納付が必要です。納め忘れると未納扱いになりますのでご注意ください。

(2) 納付猶予制度…所得の低い50歳未満の人が対象です。

50歳未満の人で本人と配偶者のそれぞれの前年の所得が次の計算式で計算した金額以下の場合、申請により、保険料の納付が猶予されます。

所得額 ≤ (扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円 ⇒ 納付猶予

～将来の年金への影響は？～

免除区分など	受給資格期間(※)	年金額の計算に含める期間	後から納付できる期間(追納期間)
全額免除	含める	全額免除月数 × $\frac{4}{8}$	10年以内 <small>※追納は申出が必要です。 なお、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。</small>
$\frac{3}{4}$ 免除		$\frac{1}{4}$ 納付月数 × $\frac{5}{8}$	
半額免除		半額納付月数 × $\frac{6}{8}$	
$\frac{1}{4}$ 免除		$\frac{3}{4}$ 納付月数 × $\frac{7}{8}$	
納付猶予		含めない	
学生納付特例			
未納	含めない <small>※未納期間が多いと受給できなくなる場合があります。</small>	含めない	2年以内

※受給資格期間…老齢基礎年金を受給するためには、原則「10年以上」の期間が必要です。

- ◆令和2年度の免除・猶予の申請は、7月から市役所保険年金課および各行政センター市民サービス課で受け付けます。
- ◆免除・猶予となる期間は、7月から翌年6月までです。
- ◆郵送で申請することもできます。
日本年金機構のホームページからダウンロードして、送付してください。

日本年金機構
ホームページ▶



おたずね / 日本年金機構出雲年金事務所 ☎24-0045
市役所保険年金課 ☎21-6982

障がいのある人の生活を支える障がい福祉サービス

出雲市では、「こんな生活をしたい」「こんな手伝いをしてほしい」など、障がいのある人の生活を支えるためのさまざまな障がい福祉サービスがあります。

障がい福祉サービスの利用にあたっては、手続が必要です。市役所の窓口や市が委託する相談支援事業所へご相談ください。

＊障がい福祉サービスの一部を紹介します

通う



生活介護・地域活動支援センター

施設で、入浴や食事、排せつなどの介助をします。障がいのある人が、昼間に通って作業したり、作品を作ったりします。

暮らす



居宅介護

自宅で、入浴や食事、排せつなどの介助をします。

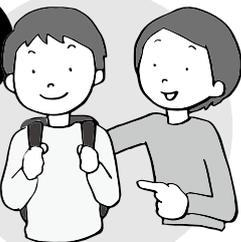
練習する



就労移行支援・就労継続支援

働く意思のある人が通います。生産活動の機会の提供や、能力向上の訓練をします。

出かける



移動支援

障がいのある人が出かけるときに付き添います。

相談



相談支援

生活していて困ったことなどの相談に応じます。福祉サービスの利用の手伝いもします。

児童の支援



児童発達支援・放課後等デイサービス

施設に通って、生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などをします。

＊相談窓口 相談支援事業所（出雲市委託）

事業所	住所	電話番号	FAX番号
ハートピア出雲	武志町693-6	23-2720	23-2721
ふあっと	武志町693-1	25-0130	25-3401
出雲サンホーム	神西沖町1315	43-7575	43-7577
かのん	神西沖町2476-1(ふたば内)	25-8811	43-1751
さざなみ学園	神西沖町2534-2	31-9996	43-2256
プレーゲ	灘分町613 (総合医療センター内 ひらた健康福祉センター1階)	62-2977	31-5977
光風園	湖陵町大池240-1	43-0025	43-2119
太陽の里	斐川町名島90	72-9125	72-9122
そうゆう相談センター	斐川町学頭1625-4	72-7085	72-7201

＊出雲市障がい者施策推進協議会のホームページ

障がい福祉サービスの内容や事業所を掲載しています。ご覧ください。

出雲市障がい者施策推進協議会

検索

アドレス：<http://izumo-jiritu.skr.jp>



おたずね／福祉推進課 ☎21-6961 Fax21-6598